



令和5年12月 6日

岩倉市議会

議長 関戸 郁文 様

総務・産業建設常任委員会

委員長 谷平 敬子

行政視察報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

- 1 実施日 令和5年11月1日（水）～11月2日（木）
- 2 視察先 東京都狛江市
群馬県高崎市
- 3 出席人数及び氏名

7名	須藤智子	梅村均
	木村冬樹	大野慎治
	水野忠三	塚崎海緒
	谷平敬子	

- 4 復命事項

別紙のとおり

東京都・狛江市

「狛江市の主権者教育について」

狛江市の主権者教育の始まりは、障害者の投票支援から始まり、投票支援だけでなく全般としての主権者教育が必要との認識に至ったことにある。そのきっかけは、平成25年の公職選挙法改正による被成年後見人の復権と代理投票の要件が、身体から心身の障害に変わったことである。これにより、知的・精神障害の人が340万人、認知症の人が300万人、被成年後見14万人に選挙人が増えることになる。こうした主権者として、一票を投じることは可能であるが、実態として投票することは、多くの困難がある。そのことから、障害者の投票支援に取り組むことになる。障壁には、投票所への移動、投票所の環境、候補者の情報が少ない。障害の種類によって困りごとが違う。対応の制度面や運用はどうするか。これまでの取り組みとしては、当事者に体験投票をしてもらう。候補者に「わかりやすい演説会」をしてもらう。「わかりやすい広報誌」を書いてもらう。などに取り組んできた。平生30年には、日本で初めての「狛江市総合的な主権者教育計画」が策定される。また令和2年には、「わかりやすい主権者教育の手引」が作られ、全国の特別支援学校に配布されている。主権者教育の目的は、選挙教育ではなく、自分の考えをもち、自分で決めて行動する意思決定の力を養うことである。と話されていた。そのため、主権者教育が、小学部、中学部、高等部、作業所と発達段階に即した取り組みがなされている。高い問題意識と関係者のご努力に、頭が下がる思いです。得票率においては、障害者の得票率は年代が下がるほど、低くなっていたが、知的障害者の得票率は10代が特筆して高くなっている。また、社会に貢献したいという意志をもつ小学生は、都や国の平均と同じであるが、中学になると格段に高くなっている。このことは、この10年主権者教育に取り組んできた成果だと話されていた。岩倉市には、特別支援学校はないが、主権者教育を教育の現場において取り入れる必要があるのではないだろうか。総務省の「主権者教育アドバイザー派遣事業」があるので、活用してみても、どうだろうか。

総務・産業建設常任委員会 行政調査報告書

文責／木村冬樹

東京都・狛江市

「水害に備えた排水ポンプ車運用訓練の実施及び消防団活動のPR事業について」

狛江市消防団は、団員103名(団本部3名・本部付8名・6個分団92名)、車両8台(本部指揮者1台・ポンプ車6台・人員輸送車1台)で活動している。岩倉市のように市消防本部はなく、狛江市からの出動要請により活動しており、東京消防庁・狛江消防署と連携して活動しているが、東京消防庁は広域で活動する組織なので、地域の消防力として消防団の役割は大変大きいものがある。

2018年の東日本台風による浸水被害を受け、2021年12月から排水ポンプ車を消防団に配備し、訓練を重ねてきている。訓練内容は、排水ポンプをクレーンでトラックに搭載し、浸水現場まで運び、マンホールポンプ・フラッドポンプの設置、油圧ホースの延長、排水ホースの延長を行い、2か所の排水樋管から多摩川に排水するというもので、運用マニュアルを整備し、所要時間を設定している。これまで出動実績はないが、年間3回(初年度は5回)の訓練を実施している。

排水ポンプシステムの購入費用は45,078,000円で、国費(消防団設備整備費補助金)から14,411,000円(補助率1/3)の補助。翌年度に延長用の油圧ホース30mを3,407,800円で購入し、コミュニティ助成金から1,000,000円の助成。

岩倉市でも五条川の越水などによる浸水被害が発生しているため、消防団では無理であるが、消防本部に排水ポンプシステムを配備することは検討の余地があると思われる。

また、狛江市消防団では、市民の災害への意識向上、消防団のイメージアップ、団員の士気向上を目的に、PR動画とパンフレット「KOMAE PRIDE」を作成している。PR動画は20秒版を2種類(消防活動編・水害対応編)と3分版(活動紹介編)があり、作成費用807,290円は、国のモデル事業で全額国費となっている。PR動画は市の公式SNSで発信しており、2023年10月1日現在で計4,502回の視聴回数となっている。パンフレットは市HPに掲載している。

PR動画・パンフレットは新入団員の勧誘にも活用され、加入促進につながっている。

岩倉市では、消防団員の確保に各区が苦勞している実態があり、PR動画とまでは言わないが、パンフレットは作成すべきではないかと考える。

以上

令和 5 年

総務・産業建設常任委員会 行政調査 報告書

文責： 水野 忠三

群馬県・高崎市

「高崎市高齢者ごみ出しSOS」（高崎市高齢者等ごみ出し支援事業）

について

● 事業概要

群馬県高崎市では、高齢者世帯や障がいをお持ちの方、小さな子供がいる世帯など、ごみ出しに困っている世帯を対象に、快適で安心して暮せる生活環境を実現することを目的として、週 1 回自宅を訪問し無料でごみを収集する「高齢者ごみ出しSOS」を、令和 2 年 9 月より開始した。

歩行に不安を抱えており指定のごみステーションまで運べない、高齢のためにごみが重くて運べない、授乳等で指定時間までにごみを出せない等でお悩みの方の利用を想定している。

● 利用できる人

1. 70 歳以上の者のみで構成されたごみ出し困難な世帯
2. 障がいを有する者のみで構成されたごみ出し困難な世帯
3. 妊娠期の者及び 3 歳未満の乳幼児がいる世帯で早朝勤務や単身赴任等で家族の協力が得られずにごみ出しが困難と認められる世帯

● 申請できる人

本人、家族、ごみ出し困難世帯であることを把握している人

● 収集するごみの種類

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険物

※ 一度に排出できるごみの容量は、45ℓのごみ袋 3 袋分まで。

● 費用

無料

● 利用申込の方法（下記 1.～ 3. のいずれか）

1. 一般廃棄物対策課または各支所市民福祉課に申請書を提出する
2. 一般廃棄物対策課にファクスまたはメールで申請書を送信する
3. 一般廃棄物対策課に電話で申し込む

※ 2.と3. については、必要に応じ、担当部署職員が自宅を訪問する場合がある。

● 検討等

現在、本市（岩倉市）においても、ごみ出しの困難を抱えている方のうち、希望者に対しては、清掃事務所による戸別（個別）回収等を行っている。

「高崎市高齢者ごみ出しSOS」（高崎市高齢者等ごみ出し支援事業）のように、事業として「高齢者等戸別ごみ回収」を制度化すべきかどうかについては、制度化によるメリット・デメリット等を総合的に検討すべきである。

特に、「利用できる人」として利用者の要件を一律に定めると、要件から抜け落ちる人（必要性はあるのに、利用者の要件に該当しない人）も出てくる可能性があるなど、制度化の弊害等も考慮すべきであり、さらなる調査・研究等が必要である。

今後も、他の自治体の先進事例等とも併せて、検討を進めていくべきと考える。

以 上

総務・産業建設常任委員会行政視察

視 察 日	令和 5 年 11 月 2 日 (木)
視 察 先	群馬県高崎市
視 察 項 目	まちなか商店リニューアル助成事業について

視察内容と感想

「まちなか商店リニューアル助成事業」は商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人または営もうとする人が「店舗等の改装」や「店舗等で専ら使用する備品の購入」に対し、その費用の 2 分の 1 を補助するものです。
(上限 100 万円)

平成 25 年度から始め、平成 30 年度からは 2 回目の利用を可能とし、令和 2 年度からは飲食店衛生向上特別枠 (5,000 万円) を設け、さらに令和 4 年度からは 3 回目の利用を可能とした。

令和 4 年度の申請件数は商店 738 件、衛生件数は 102 件で補助額は商店 3 億 1,297 万 4 千円で衛生 5,647 万 5 千円で予算の上限は決めておらず審査に通った事業主に工事終了後、実績報告書を提出して 30 日以内に補助金の振込みがされるという事です。

施工業者は、市内業者としたことで、小規模事業者や中小企業者に仕事が回る仕組みとなっており、経営が安定し事業主だけではなく、そこで働く従業員の仕事への意欲の向上が図られ、雇用の安定、定着に繋がっているという事で、この事業をわが岩倉市でも活用して商店、商業の活性化に努めていただきたい。

東京都狛江市

11月1日（水）午後1時30分～



群馬県高崎市

11月2日（木）午前10時～

